

一ツ葉有料道路休憩施設 営業者募集要領

1 施設の概要

(1) 所在地

宮崎市大字塩路字浜山3085-4（一ツ葉有料道路北線パーキングエリア内）

(2) 構造

鉄筋コンクリート造り平屋（昭和60年建築）

(3) 面積

建築面積176㎡（53.24坪）、延床面積133.5㎡（40.38坪）

※ パーキングエリア駐車台数 大型10台 小型105台

2 営業内容等

(1) 営業内容

不特定多数の方が利用する休憩施設に相応しい業種・業態であり、公序良俗に反しないもので、以下のいずれかにより営業を行うものとします。

① 施設内で飲食物を提供する業務

② 上記①に加え、施設内で道路利用者に対するサービスを提供する業務

(2) 営業時間

原則として、午前10時から午後6時まで

なお、台風等の災害やイベント開催に伴う交通規制により、1年に数日程度営業できない日があります。

3 賃貸の期間

令和5年11月から令和11年12月28日まで

（最長で6年2か月の定期建物賃貸借となります。）

4 施設の賃貸料等

(1) 賃貸料 月額44千円（消費税・地方消費税を含む。）

(2) 敷金 賃貸料の3か月分

5 営業に伴う内装工事等

(1) 内装及び内部の設備は、事前に設計書等を提出し、宮崎県道路公社の了解を得た上で、営業者が行うものとします。

(2) 上下水道及び光熱費などは、使用量に応じて営業者の負担とします。

(3) 建物本体は現状利用を基本とします。

ただし、営業内容や内装工事等との関連によって、建物本体に係る補修等が必要となる場合は、営業者はあらかじめ公社と協議するものとします。

6 申込

(1) 申込資格

以下に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- ① 宮崎県内に本店若しくは支店を有する法人又は県内に在住する個人
- ② レストラン、食堂等店舗での飲食物の提供に係る営業経験がある者
- ③ 食品衛生法に基づく営業の禁止等の行政処分をこれまでに受けていない者
- ④ 賃貸料及び敷金の支払いが確実にできる者
- ⑤ 税金を滞納していない者
- ⑥ 宮崎県内に住所を有する確実な連帯保証人2名を立てられる者
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業の禁止等の行政処分をこれまでに受けていない者
- ⑧ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号から第4号までの規定に該当しない者

(2) 申込受付期間

令和5年8月1日（火）から令和5年10月2日（月）まで

(3) 申込手続

所定の申込書類に必要事項を記入の上、宮崎県道路公社道路課に提出（持込の場合、土・日・祝日を除く9:00～17:00）してください（郵送可）。なお、提出された書類は返却しません。

また、申込書提出後も、辞退届の提出により辞退は可能です。

(4) 申込書類

- ① 一ツ葉有料道路休憩施設営業申込書（様式1）
- ② 営業経歴書（様式2-①。なお、2(1)②の者は加えて様式2-②）
- ③ 事業計画書（様式3-①。なお、2(1)②の者は加えて様式3-②）
- ④ 会社等の過去3年間の財務諸表（決算書類、経営状況が判断できる書類）
- ⑤ 税金（国、県、市）の滞納がないことの証明
- ⑥ 会社要覧（既存のもので可）
- ⑦ 誓約書（様式4）

7 現地説明会

施設の現地説明会を行います。

参加を希望する場合は、以下により申し込んでください。（当日現地受付は不可）

(1) 実施日時

令和5年8月22日（火）午後1時30分から午後2時30分まで

(2) 参加申込方法

現地説明会参加申込書（様式5）に必要事項を記入の上、令和5年8月18日（金）までに宮崎県道路公社道路課にFAXで提出してください。（9:00～17:00）

8 営業候補者の選考（書面審査）・・・令和5年10月下旬予定

提出された書類の審査を行い、営業候補者を選考します。選考結果は申込者全てに連絡します。なお、審査の結果、営業候補者無しとする場合もあります。

9 営業者の決定（ヒアリング審査）・・・令和5年11月中旬予定

営業候補者に対して、提出書類を基に営業内容等のヒアリング審査を行い、営業者を決定します。審査結果は営業候補者全てに連絡します。なお、審査の結果、営業者無しとする場合もあります。